

川崎町農業委員会

11月総会議事録

期 日 平成29年11月10日(金)

場 所 川崎町役場2階入札室

平成29年11月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(12人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村 明	5番	西山 一郎	6番	政時 修
7番	松江 英幸	8番	大内田峰夫	9番	谷 照明
		11番	原口 友博	12番	横田 裕子
13番	山下 理江				

農地利用最適化推進委員

鍋藤 清隆	木下 重光	松崎 正臣
中島 隆	奥 俊英	

3、欠席委員(1人)

10番	原 健治
-----	------

4、本会事務局 事務局長：重藤 敬二、 係長：林 勇

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第 番 委員 第 番 委員

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）の公示について

議案第2号 農振（農用地）除外の意見照会について

議案第3号 平成29年度農業委員会活動目標について

報告第1号 合意解約について

その他

事務局

定刻になりましたので、平成29年11月の農業委員会総会を開催します。本日は13名中、12名の出席であり、定足数に達していますので、総会は成立しています。10番委員からは欠席の届けが出ています。

それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長にお願いし議事進行いたしたいと思います。

それでは、議長、ご挨拶をお願いします。

議長

(挨拶)

それでは、日程第1の議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、●●番委員、●●番委員をお願いいたします。それでは、議案第1号の1農地経営基盤促進法に基づく、農地利用集積計画（利用権設定）について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第1号の農地用集積化計画（利用権設定）について、説明いたします。その前に、集計の一部数字が違っていましたので、訂正させてください。3ページ最後の集計表ですが、新規18件、継続10件、借り手15人、貸し手27人、田68筆、畑9筆、合計77筆、合計面積は105,159㎡に訂正をお願いします。

それでは、1ページをお願いします。今回の利用権設定は、一覧表に有りますように、賃借人は●●他14名、賃貸人は●●、他26名です。新規が18件、継続が10件、現況地目は、田18筆 畑9筆 合計77筆

合計面積は、105,159㎡となっております。

議長

ただ今の事務局説明に意見があれば挙手願います。

(●●番委員)

●●番委員

●●番の●●さんと●●さんは貸し手と借り手が逆ではないですか。

事務局

申請書を確認して来ます。

貸し手と借り手の起債が逆でした。訂正をお願いします。

議長

それでは報告第1号合意解約について説明いたします。13ページをお願いします。

番号1、賃貸人住所、●●氏名、●●、賃借人住所、川崎町大字●●、氏名、●●、土地の所在、大字●●、地目、●●、合計地籍、●●㎡、申請理由、高齢のため。合意成立日、平成29年10月1日。

続きまして、番号2 賃貸人住所 川崎町大字●●氏名 ●

●、賃借人住所 川崎町大字●●、氏名、●● 土地の所在、大字●● 地目、●●、合計地籍、●●㎡、申請理由、高齢のため。合意成立日、平成29年9月25日。続きまして、番号3、賃借人住所、川崎町大字●●氏名 ●●、賃借人住所 川崎町大字●●、氏名、●● 土地の所在、大字●● 地目、●●、合計地籍、●●㎡、申請理由、高齢のため。合意成立日、平成29年9月25日。16ページに位置図、17ページに航空写真を付けています。場所は、安真木の外木城に位置します。今回合意解約したあとは、●●さんの分は、●●さんと利用権の設定をして、耕作するということです。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局の説明がありましたので、合意解約について、質疑のある方は挙手を願います。
(なし)

議長 無いようですので報告を終わります。
続きまして、議案第2号 農振（農用地）除外について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第2号議案の1 農業振興地域、農用地区域の除外の意見書の照会が、農林振興課よりありましたので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

4ページをお願いします。除外する土地の所在、川崎町大●●登記地目はすべて、田、現況地目は遊休農地化しておりますが、田です。

地積は合計で6478㎡です。申請理由は太陽光発電施設建設のためとなっております。5ページに位置図 6ページに航空写真を付けています。当地は地元委員であります5番委員と●●推進委員に現地確認をしていただきました。以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました、●●推進委員より補足説明をお願いいたします。

●●委員 説明させていただきます。立会しましたところ、隣接したところに太陽光が出来ています。周りも原野化してしまして除外はやむを得ないと思います。以上です。

●●委員 この土地は20年以上も前より耕作していません。木などは生えていませんが湿地田で耕作できない田です。太陽光の増設であれば、太陽光として利用した方が良いと思います。これからも田として利用できないと思います。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ただ今の事務局説明について、質疑のある方は挙手を願います。

(●●委員)

●● 委員
事務局

太陽光設置について役場が許可するとか何かあるのですか。
現時点では農振除外農用地から外してよいかということです。これを県の方から認められれば、その後に転用申請が出てくると思います。そこで農業委員会が審議します。

議長

他に意見ございませんか。

(なし)

それでは議案第2号1、農振（農用地）除外について、の意見書は原案通り承認といたします。

続きまして、議案第2号2、農振（農用地）除外について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第2号議案の2、農用地区域の除外の意見書の照会です。7ページをお願いします。除外する土地の所在は、川崎町大字●●、登記地目は、●●、現況地目は、●●です。地積は合計で●●㎡です。申請理由は同一世帯の子が新しく家を新築するためとなっております。現地は昭和59年ごろ団体営土地改良事業で圃場整備をされていますが、30年以上経過しているため、問題はないとのこと。8ページに位置図 9ページに航空写真を付けています。当地は地元委員であります●●番委員と●●推進委員に現地確認をしていただきました。以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました、●●推進委員より補足説明をお願いいたします。

●● 委員

これは川崎中学校を玄関に見て右側の永井の田んぼの中で、その上に大きな池があります。その池の下で●●さんと言います。●●さんが自分のところの屋敷と隣接して畑があって息子さんがそこに家を建てたいということです。除外はやむをえないと思います。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ただ今の事務局説明及び地元委員の説明がありましたが、質疑のある方は挙手を願います。

(なし)

それでは議案第2号1農振（農用地）除外について、の意見書は原案通り承認といたします。

続きまして、議案第3号 平成29年度農業委員会活動目標について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号 平成29年度農業委員会活動目標についてですが、送付しております目標及びその達成に向けた活動計画の数字ですが、これは、前農業委員会の時に作成したものです。

本来は、新体制に移行しましたので、早く見直しを行うべきでしたが、遅くなり申し訳ありません。

今年度は、農地パトロールも考え方を一新して行いましたので、荒廃農地及び違反転用による非農地が増えております。現在集計中ですので、次回の総会では報告ができると思います。現時点の数字では、遊休農地及び荒廃農地は、田372筆 畑233筆 内遊休農地426筆 荒廃農地179筆で、面積が両方で約56ha 違法転用及び山林化した非農地は約86haもあり、数字的に目標及び計画を立てるのは簡単ですが、実際の取り組みは、時間をかけて計画を立て、目標及び手段を検討するのが、望ましいと思います。違法転用は元の農地に戻すのが原則ですが、現実的には不可能に近く、遊休農地を減らし、非農地化した農地をどうするかを目的・計画に反映したものにしたいと思っています。報告した数字ですが、集計中ですので、若干変わる可能性があります。以上です。

議 長

ありがとうございました。ただ今事務局の説明がありましたので、これより目標及び計画について質疑に入ります。

(●●番委員)

●●番委員

目標と言っても何を目標するのですか。川崎町が今から何をしたいかを考えるべきだと思います。今、局長が言ったのは農地パトロールの集計をしているのを解消するのは当たり前のことですがそれ以外に川崎町で出来ることがあればそれを目標を達成していく方がいいのではないかと思います。

局 長

●●番委員の言うのもわかります。ただ現状を把握できないのに目標を計画立てても、可能か不可能かわからないところがあるのでとにかくダメなものはダメ、切り捨てるものは切り捨てるもの、再利用できるものは再利用できる。と言うような今線引きするために集計をしています。切り捨てると言っても、切り捨てても農地は農地のまま残ってしまいますので、その残った農地をどうするのか、そういったような原野化するような農地をどうするのか、そういった総合的なものを話し合いの中で考えて行きたい。第1目標は、遊休農地今活用できる農地を出来るだけ活用しようと言うことはわかっています。手段としてどう言う風にするのかと言うのを中で話し合ってください。今日早急に結論が出るとは思っていません。今年度も残りが5カ月ですので今年度中に話し合いをして新年度から取り組みについて、川崎町の現状を把握していただきたいと考えています。

(●●委員)

●● 委員
事務局

パトロールに行っても A ランク B ランク付けましたが、活用できる農地と出来ない農地に分けました。

●● 委員
事務局

B に対しては除外措置を取らないといけないのではないですか。完全に山になっている所や家が建っている所そこは事務局の方で集計上は除外するようにしています。ただ原野化は地元の推進委員なり農業委員がみて判断はしていただきたいと思っています。

●● 委員
●● 委員

それを早くしないと後の計画は出てこないと思います。今●●委員が言われましたがパトロールに行っても、ここ 1、2 年でなったわけではありません。20 年近く前より原野化している。前任者や前前任者が棚上げした状態です。だからここで局長が言われるように現状はこうですよときちっとしないといけません。今からもっと増えると思います。高齢化に伴って。川崎町としての指針はどうすると言うのを出さなくてはならないと思います。たとえば安宅でもそうですが、作り手は減っていきます。川崎町はどうするか指針なりを決めないといくら目標と言っても進まないと思います。現状はパトロールでみたように回復できないようなところ。そこは地主さんなりにどうするのかとはっきりしたうえで農地から外すとかそを言うのを出すしかないのでは。私はそう思います。

事務局

今集計を行っています、1000 筆以上の所有者と現地確認して農地パトロールの結果を照合するのに 2 ヶ月係っています。今非農地証明を出せそうなところは外すことにしていますので後は原野化しているようなところで農地に出来るところ出来ないところを推進委員、農業委員にお願いして地元のところを判断していただくという方向に持っていただきたいと考えています。

●● 委員

今非農地として調査して進めているということでしょう。農業委員会委があるたびに何処と何処が証明が出来ましたと発表して言ったらどうですか。

事務局

次回の総会には報告できると思います。自分達で確認できる範囲は自分達で割って協力して下さい。

●● 番委員

川崎町で基盤整備を促進していく方法もあると思います。後継者を作るためには、作りやすい農地を作らないと後継者は入ってこないと思います。川崎町の場合は今までの農業委員会は話が出てこなかった。農地にたいしてどうしたいと言うことが無かったです。今回は、7 月から体制が変わるのでそれに対する体制をとって行ってしていくべきではないかとは何度も言ったと思います。最初から出来ていない。耕作しにくい田は川崎にはたくさん

あります。それを後継者のためには広くして話を持って行ってすべきではないかと思います。中間管理機構を使えばお金はかかりません。自分の言うのは、今からの川崎町の農業をどうするかを考えてもらった方がいいと思います。荒れた土地をどうすると言うか問題よりそちらを達成しないとイケないと思います。

事務局

8番委員が言うのも良くわかります。農業委員会の範囲と農政課の範囲と言うのがあります。農業政策は、農政課の方が主になっていますので本来なら川崎町の農業を将来的に考えて行くそれに対して農業委員会が助言していく形が正常だと思います。農業委員会の方で事業を興してするのは出来ないです。

●●番委員

中間管理機構にお願いしたとしたら作り手は見つけてもらえますか。

事務局

現状は中間管理機構が出すのはいいですが、ほとんど借り手が決まっていないのは帰ってきています。だから借りてありきの場合で貸せば恩恵を受けます。条件は税金が免除と言っていますが10年間以上貸しつけた場合に3、4年間は控除があります。必要であれば中間管理機構を呼んで勉強会を開催したいと思います。

●●番委員

事務局

結局借り手は自分で見つけた方が効率が良いということですか。全然知らない人から貸して下さいと言う場合もあるみたいですが、原則として難しいところがあるみたいです。

提案ですが来年の1月ぐらいに中間管理機構の勉強会をしましょうか。それまでに確認していただきたいのは、自分達の担当区域の中に該当する部分があるかどうか、その場で航空写真等見せて直接聞くようにすれば手間が省けると思いますので調査して下さい。航空写真は事務局で用意しますし、日程が決まりましたら連絡します。

●●番委員

今目的と言いますが単年度の目的ではないで用途別に分けた遊休農地をどうするか担い手にどう農地を集約していくか5年10年計画して後単年計画の目標を決めないと、思いつきでも農業委員会の目的自体は何もならないのではないですか。大きい目標をもってしないと何もならないと思います。

事務局

今までもこう言った目標はあったと思います。ただ実践されてないだけです。どう言う目標を勉強する時間を2、3カ月かけて現状を把握していただいてそれから来年度の目標に向かって中で話し合ってください。

議長

いろいろ意見が出ましたがまず中間管理機構の職員を読んで話を聞いてそれを第1歩にして行きたいと思いますのでその方向で宜しいですか。

●●番委員
事務局

農政の5カ年計画とか作成されているのはありますか。
農振地域という言葉はよく使いますが農業振興計画と言うのが
あります。それは農政の方が作成します。平成9年くらいに一度
作って16年に見直ししてその後はしていません。

●●番委員

町の基本方針がはっきりしていないということですね。今から作
業はしていかなくてはいけないが後継者もないときにどうし
たら新規就農者を増やしていこうかというようなことが問われ
ることですから長期的な計画で検討して下さい。

議 長
事務局

他にないですか。その他事務局ありますか
先日被災地の義援金をいただいた件ですが11月3日の農業新聞
に載っています。皆さんご協力ありがとうございました。
活動記録簿を帰り事務局へ提出して下さい。

議 長

本日の議題はすべて終了しました。次回は12月4日月曜日です。
よろしくお願いします。11月の総会を閉会いたします。

閉会 午後2時49分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員 _____

●●番委員 _____

議 長 _____